

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊名寄駐屯地稚内分屯地
第342会計隊稚内派遣隊長 小山 靖貴

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4LYC10201080	4MH81A22045 0001						
品名 または 件名							
公共住宅用スマートスクエアフード ほか1件							
部品番号 または 規格							
パナソニック FY-6HZC5A4-W 同等品以上							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
8.00	EA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
礼文分屯地				礼文分屯地			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
礼文分屯地				令和7年3月31日 (月)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊名寄駐屯地稚内分屯地第342会計隊稚内派遣隊事務室及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和7年2月14日（金）14時00分 会計隊稚内派遣隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 適用する条項

駐屯地標準契約書、物品売買契約条項、談合等の不正に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項

(2) その他別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 全省庁統一資格申請において北海道地域に競争参加資格を有する者
- (4) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (5) 入札及び契約心得を厳守している者。

2 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

3 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争参加に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札時間に遅れたものの入札
- (4) 電報・電話及びFAXによる入札
- (5) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽のあった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

4 契約書の作成

落札決定後に遅滞なく契約書を作成する。（但し、落札金額に消費税を加算した金額が50万円を超えない場合は、契約書の作成を省略するものとする。）

5 入札方法

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額で入札すること。
- (2) 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。

6 落札決定方式

- (1) 総額が、当隊所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する消費税抜きの金額を入札書に記載すること。（消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）

7 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加するものは、資格審査結果通知書の写しを入札会場にて提出すること。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 郵便による入札を行う場合、2重の封筒それぞれに「入札書在中」と明記し封印をするとともに内封筒に入札書を入れ、別に資格審査結果通知書(写)を同封し、令和7年2月13日(木)16時45分までに(7)の問合せ先へ必着すること。また、郵便により入札書を送付した場合は第342会計隊稚内派遣隊契約班に確実に連絡すること。
- (5) 再度入札の必要が生じた場合な直ちに実施する。ただし、郵便入札があった場合は別途入札日時を示して後日入札をする。
- (6) 同等品による入札の場合は、契約担当官に同等品判定依頼書を提出して、土日祝を除く入札日前々日13時までに契約担当官の承認を得ること。
- (7) 入札に関する問合せ先
陸上自衛隊名寄駐屯地稚内分屯地 第342会計隊稚内派遣隊契約班 担当：室谷
TEL 0162-23-5377 内線 347
FAX 0162-23-5377 内線 347
- (8) 規格に関する問い合わせ
陸上自衛隊名寄駐屯地礼文分屯地 礼文管理班 担当：高井
TEL 0163-87-2458 内線 470

8 公告掲示場所

- (1) 掲示場所
ア 陸上自衛隊稚内分屯地
イ 北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
- (2) 掲示期間
令和7年1月31日(金)～令和7年2月14日(金)

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
 - 次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施工規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施工規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
 - 次のア又はイに該当する二社の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
 - ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

